

局長

極 秘

27

日韓外相会談について
(政務次官事務引継事項追補)

理 外
58.8.7

韓国外務部長官金滄植氏は、欧米からの帰途日本に立ち寄り、去る7月26日及び同30日の2回に亘たり、大平外務大臣と日韓問題について会談を行なつた。

この外相会談は、「双方の意思疎通のために極めて有益であつた」が、具体的な成果を挙げるに至らなかつた。

本会談でとり上げられた重要事項について、その討議の概要を述べれば、次のとおりである。

(1) 漁業専管水域(いわゆる李ライン)問題

日本側は、専管水域を12浬とすることは国際的公理であるとの見解に立つて、この一線は絶対に譲れないとの強い態度で会談に臨み、その旨主張したのに対し、韓国側は、日本側主張を暗黙裡に容認することを仄かしはしたが、明示的には韓国零細漁民の生活を擁護するために韓国側の40浬提案を譲るわけにはいかないとの主張をくり返し、結局合意に至らなかつた。

(2) 漁業協力問題

韓国側は、崔圭夏顧問来日后、日本による対韓漁業協力

提案（既定の経済協力のプラスアルファとして、13項目、総額1億8千万ドル）を行ない、日本側が上記漁業協力によつて韓国零細漁民に対する協力の誠意をみせない限り漁業問題の解決は見込薄であると強調して来たが、本会談においても、日本の対韓漁業協力の額及び条件を明示するよう強く要請した。

日本側は、韓国側が日本側の18湮主張を呑むならば、韓国側からの支払を確保しうる措置を講じた上で、ある程度の民間借款供与も止むをえないとの態度で会談に臨んだのであるが、専管水域について合意に達しなかつたので、日本側としては、漁業協力については、他の問題の進展状況とにらみ合わせた上で決めたいと述べ、韓国側の要請を拒けた。

(3) 請求権問題

韓国側が日本側の18湮主張を呑まなかつたので請求権問題も議題として採り上げるに至らなかつた。